

各病棟モニター（日本光電社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院におけるモニターシステム（日本光電社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機種

別紙のとおり

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4 契約条件

(1) 業務の内容

ア 年1回の定期保守点検

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和4年2月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期保守点検にかかる費用及び駆動バッテリー費用。

イ 無停電電源（UPS）用のバッテリー13台分交換費用。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 点検時に発覚した故障についての修理費用。

イ コード類等の消耗品関係。

(5) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。